

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学テニユア・トラック制に関する規程

平成24年3月21日  
規程第 1 号

## (趣旨)

- 第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）におけるテニユア・トラック制の実施に関し必要な事項を定める。
- 2 テニユア・トラック制による教員選考は、この規程に定めるもののほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程（平成16年規程第46号）によるものとする。

## (目的)

- 第2条 テニユア・トラック制は、優れた研究者に対して、自立した研究者としての経験を積む機会を与え、テニユア獲得のインセンティブを付与し、教育研究に関する意欲を高めるとともに、その能力及び資質の向上を図り、本学の教育研究の充実に資することを目的とする。

## (定義)

- 第3条 この規程において「テニユア」とは、定年制適用職員としての身分をいう。
- 2 この規程において「テニユア・トラック制」とは、テニユア・トラック期間満了時までにはテニユア審査を行い、可とされた教員にテニユアを付与する制度（不可とされた教員はテニユア・トラック期間満了時をもって退職する制度）をいう。
- 3 この規程において「テニユア・トラック教員」とは、テニユア・トラック制の職に採用された教員をいう。
- 4 この規程において「テニユア・トラック期間」とは、採用からテニユアを付与又は退職するまでの期間をいう。
- 5 この規程において「テニユア中間評価」とは、テニユア・トラック教員の本学における教育研究活動等について評価を行い、今後の展開について指導・助言を与えることをいう。
- 6 この規程において「テニユア審査」とは、テニユア・トラック教員の本学における教育研究活動の実績及び教育研究能力等を厳正に評価し、テニユアを付与するための資格審査を行うことをいう。
- 7 この規程において「研究科等」とは、先端科学技術研究科及び研究推進機構をいう。
- 8 この規程において「メンター教員」とは、テニユア・トラック教員に対する教育研究及びテニユア付与に関する指導・助言を行う者をいう。

(対象となる職)

第4条 テニユア・トラック教員の対象となる職は、特任准教授とする。

(対象者)

第5条 テニユア・トラック教員の対象者は、学長が別に定めるほか、博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)取得後、概ね10年以内の者とする。

(募集等)

第6条 テニユア・トラック教員の募集は、国際公募とし、募集時に採用基準及びテニユア審査基準を明示するものとする。

2 テニユア・トラック教員の採用基準及びテニユア審査基準は、採用する研究科等の教員選考会議(以下「教員選考会議」という。)が定めるものとする。

(テニユア・トラック期間)

第7条 テニユア・トラック期間は、5年以内とする。

(テニユア・トラック期間の特例)

第7条の2 テニユア・トラック教員が、そのテニユア・トラック期間中において、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育研究系有期契約職員就業規則(平成17年規則第1号)第29条第1項第11号及び第12号の規定により特別休暇を取得し、又は同規則第30条若しくは第31条の規定により育児休業若しくは介護休業を取得する場合は、当該テニユア・トラック教員の申出により、当該休暇又は休業を取得した期間の日数をテニユア・トラック期間に算入しないことができる。この場合における当該テニユア・トラック教員のテニユア・トラック期間の終期は、当該期間の終期の翌日を起算日として、当該期間に算入しない日数と同一の日数が経過する日とする。

(教育研究環境整備等)

第8条 本学及び研究科等は、スタートアップ資金の提供、メンター教員の配置、研究スペースの確保その他テニユア・トラック教員の教育研究の環境の整備に努める。

(テニユア・トラック制の説明及び同意)

第9条 研究科等は、テニユア・トラック教員の採用に際して、テニユア・トラック期間、当該教員に課せられる教育研究及び管理運営業務、テニユア審査基準、前条の教育研究環境等について説明を行わなければならない。

2 研究科等は、テニユア・トラック教員を採用する場合は、書面により、前項の説明について当該教員の同意を得なければならない。

(テニユア中間評価)

第10条 教員選考会議は、原則としてテニユア・トラック教員の採用後3年目にテニユア中間評価を行い、その結果について、速やかに当該教員及びメンター教員に通知するものとする。

2 前項の中間評価の結果、特に優れた教育研究活動の実績及び教育研究能力等を有すると認められた者は、その時点で次条に規定するテニユア審査を行う場合がある。

(テニユア審査)

第11条 教員選考会議は、原則としてテニユア・トラック期間が終了する6か月前までにテニユア審査を終えるものとし、その結果について、速やかにテニユア・トラック教員及びメンター教員に通知するものとする。

(テニユア後の職)

第12条 テニユア・トラック教員が、テニユアを獲得した後に就く職は、教授とする。

(テニユアが獲得できなかった場合の取扱い)

第13条 テニユア審査で不可とされたテニユア・トラック教員が、転職準備等のため当初の雇用契約期間を超えて契約を更新したい旨の申し出を行った場合には、本学は、1年を限度としてこれを更新することができる。

(テニユアの獲得に係る審査に対する不服申立て)

第14条 テニユア・トラック教員は、テニユア審査結果について不服がある場合には、書面により、学長に不服の申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立ては、審査結果の通知を受けた日から14日以内に行わなければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、すでに改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学テニユア・トラック制に関する規程（平成24年規程第1号）第7条の2に規定する休暇又は休業を取得したテニユア・トラック教員の同条の適用については、同条中「取得する場合」とあるのは、「取得した場合」と読み替えるものとする。